

FUKUOKA KOUGEI 50 匠 tables 出展規約

新匠ギャラリー整備・運営共同事業体（以下、共同事業体という。）は、公益財団法人アクロス福岡（以下「指定管理者」という。）よりアクロス福岡匠ギャラリー（以下「匠ギャラリー」という。）の管理・運営を委託されており、FUKUOKA KOUGEI 50 匠 tables（以下「匠 tables」という。）を企画展として主催しています。

この規約（以下「本規約」という。）は、「匠 tables」へ出展いただくにあたり、出展者様に遵守していただく事項を記載しております。

ご出展にあたりまして、本規約の内容を十分にご確認ください。

また、本規約は、出展者様の承諾を得ることなく改定できるものとします。ただし出展の継続に影響を及ぼす改定が生じる場合などは、個別にご連絡いたしますので、必ず改定内容のご確認をお願いいたします。

出展時点の規約から出展途中で改定となった場合でも、原則として規約が改定された翌月からは本規約に同意いただいたものとみなします。

本規約に基づき「匠 tables」に出展いただくにあたり知り得た出展者様の情報は、「匠 tables」遂行目的の範囲のみで使用し、関係法令に従って管理します。

◆匠 tables の概要

所在地：	福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 1 番 1 号 アクロス福岡 西オフィス 1 階 匠ギャラリー
面積：	匠ギャラリー1階 約 87 m ² / table 50 台 / 展示スペース 約 0.2 m ² /台
展示 table：	高さ 70cm×幅 45cm×奥行 45cm

「匠ギャラリー」は、福岡県が設置し、指定管理者（公益財団法人アクロス福岡）が管理運営を行っている施設です。

（目的）

第1条 本規約は、伝統文化の振興を目的とした企画展「匠 tables」への出展について、必要事項を定めるものです。

（出展対象）

第2条 出展対象者は、九州地方において伝統工芸品・民芸品（手作業を中心とする技法により制作された日常生活に役立つ物品および玩具）の制作に携わっている方です。

出展の対象は、九州地方の「匠 tables」の企画趣旨に合った作者自身または自社の作った民芸品で、オリジナルの作品とさせていただきます。なお、趣味で制作されたイラスト・絵画、手芸作品、プラモデル等は出展いただけません。

（出展にあたって）

第3条 「匠 tables」の出展については、共同事業体の指示に従っていただきます。

2 本規約上の権利の売買、譲渡はできません。

3 展示利用時間は、「匠ギャラリー」の開館日の午前 10 時から午後 7 時までとします。

毎週火曜日・年末年始（12月29日から1月3日まで、アクロス福岡に準ずる）は閉館となります。

「table」の場所・配置を選ぶことはできません。また、「table」の配置は、全体の利用状況等により、変更する場合がございます

なお、展示の状況により、弊社が指定するスペース(棚などの空きスペースを含む)へ展示物の配置を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- 4 出展者様の使用できる「table」の範囲は、原則「table」上面のみとし、「table」の側面などへの装飾等は行うことはできません。
- 5 SNS・ホームページ等のメディアで情報配信を行います。ご出展の「table」が映り込む可能性がありますので、一般に公開できないものは設置しないでください。
- 6 共同事業体の都合により、「匠 tables」が休業となる場合があります。
- 7 台風、落雷、地震等の自然災害その他の事情により、来場者の安全が確保できない場合に「匠ギャラリー」の営業の全部もしくは一部を休業し、または出展利用を停止する場合があります。

(出展の登録)

第4条 出展を希望する方は、共同事業体に「匠 tables 出展登録書」をご提出ください。

なお、初回登録時にご提出いただく書類等については、「ご出展案内」をご覧ください。

- 2 出展の登録は、個人の場合、原則として18歳以上で本人に限ります。
18歳未満の場合は、保護者の同伴による確認、または「保護者の同意書」が必要になります。

(登録費用および出展管理料)

第5条 出展にあたり、「table」への出展の登録費用および出展管理料を、出展月の前月末日までに、指定口座への振込みにて、お支払いください。現金での取り扱いはしておりません。

登録費用	1 テーブルあたり 5,500 円 (税込)
出展管理料	1 テーブルあたり月額 5,500 円/月 (税込)

(例：7月に出展開始をする場合、6月末日までのお支払いが必要です。)

- 2 振込手数料は、出展者様にてご負担ください。
- 3 お振込み後にキャンセルされた場合登録費用および出展管理料の返金はいたしません。
- 4 月途中からの出展開始であっても、出展管理料の日割りはいたしません。
- 5 登録費用は、ご利用のない期間が1年以上経過した場合、再度必要となります。

(出展延長)

第6条 出展を延長される場合、出展管理料を、延長開始前月の末日までに、指定口座への振込みにて、お支払いください。

(例：11月まで出展延長する場合、10月末日までのお支払いが必要です。)

- 2 振込手数料は出展者様にてご負担ください。
- 3 前項の規定にかかわらず、次年度(2027年4月以降)の出展希望者が共同事業体の定める募集枠を上回った場合は、公平性を期すため、継続出展者を含めた抽選を実施する可能性があり、出展者はあらかじめこれを承諾するものとします。

(登録解除)

第7条 出展期間の終了日(出展満了日)は月末とします。

出展期間中、出展者様の都合により登録解除されても、登録費用および日割りでの出展管理料の

返金はいたしません。出展期間中、出展者様の都合により登録解除されても、登録費用および日割りでの出展管理料の返金はいたしません。

- 2 出展管理料のお支払い、出展満了日後の作品の撤去作業、出展延長の手続きのいずれも確認できなかった場合、出展満了日をもって登録は自動解除とします。

(販売)

第8条 出展作品の販売は、共同事業体の構成団体である株式会社うなぎの寝床（以下、うなぎの寝床という。）が代理販売いたします。

- 2 代理販売手数料として、販売価格（消費税抜きの本体価格）の20%をいただきます。
- 3 消費税額計算における1円未満の端数は、四捨五入します。
- 4 出展者が適格請求書発行事業者でない場合（免税事業者等）、うなぎの寝床が当該取引において仕入税額控除を受けられないことを考慮し、第9条に定める精算の基礎となる商品価格について、消費税相当額を控除した額を調整価格として適用できるものとします。
- 5 出展者様は、作品の販売価格をご自身で決定してください。なお、「匠 tables」の国内取引はすべて課税仕入れとなります。
- 6 作品の追加、撤去、価格変更などが可能です。その際、ご本人様のものであることを確認させていただきます。
- 7 価格変更の表示について、景品表示法の規定により、定価販売の実績がない場合は、「割引販売」や「値上げ」等の表示をすることはできません。なお、個人の作品で販売実績のない場合は、法令で定める一定期間の販売を経過した場合に表示できます。
- 8 作品は、匠ギャラリーの営業時間内（午前11時から午後5時まで）に行ってください。他の施設利用者様のご迷惑にならないようにご配慮いただき、安全管理の徹底をお願いいたします。また、混雑状況や催事の状況により作業等を制限する場合がございます。
- 9 電話での価格変更、作品の販売保留等には応じられません。

(代理販売の売上金のお支払い)

第9条 代理販売した作品の売上金は、うなぎの寝床が月ごとに月末締めで計算し、代理販売の売上報告書を翌月第5営業日までに出展者様にメールでお知らせします。

- 2 前条第4項の適用を受ける出展者の場合、売上報告書には調整後の価格に基づいた精算額を記載するものとします。
- 3 売上金から代理販売の手数料20%を差し引いた金額の請求書を翌月の10日必着でうなぎの寝床へ送付（メールもしくは郵送）してください。
- 4 送付された請求書に基づき、出展者様の指定する口座に翌月末日（休日と重なる場合は翌営業日）にお振り込みいたします。振込手数料は、うなぎの寝床が負担します。
- 5 現金でのお支払いはできません。
- 6 月の途中から出展を開始された方のお支払いも、第1項から第5項までのとおりとなります。

(作品の撤去)

第10条 出展する「table」に出展者様が付加したものについては、出展満了日までに、出展者様の負担と責任で撤去し、原状回復を行っていただきます。

- 2 出展期間が過ぎても作品を引き取りに来られない場合は、共同事業体により作品を撤去させていただきます。撤去した作品は、共同事業体で1カ月間保管しますが、出展管理料と同額を保管料としてご請求させていただきます。
- 3 1カ月間の保管期間が過ぎた作品は処分させていただきます。また、処分させていただいた作品については、出展者様には一切の請求権がないものといたします。

（広報宣伝）

- 第11条** 共同事業体は、出展作品、出展者様の写真、イラスト、動画、音声またはプロフィールなどの文章を「匠ギャラリー」および本企画展の広報活動、宣伝のため各種メディア等に使用できるものとします。なお、出展者様に関する情報の使用許諾は、別途「使用許諾確認書」をもって確認をさせていただきます。
- 2 出展者様は、匠ギャラリーの信頼を損ねない範囲、および第三者への誹謗中傷を行わない、公序良俗に反しない限りにおいて、公に情報発信を行うことができるものとします。なお、この場合の情報内容の責任は、出展者様にあるものとし、共同事業体は一切の責任を負いません。

（作品の補償）

- 第12条** 作品の取り扱いには十分配慮いたしますが、作品の盗難、破損等、または自然災害等による被害に関して、共同事業体は一切の責任を負いません。また、ご出展者様の作品について発生したお客様とのトラブルや事故については、共同事業体はいかなる責任も負いません。

（暴力団排除と出展解除）

- 第13条** 共同事業体は、警察本部からの通知に基づき、出展者様が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの出展を解除することができることとします。この場合において、解除により出展者様に損害があっても、共同事業体はその損害の賠償の責めを負わないものとします。
- (1) 計画的または常習的に暴力的不法行為等を行い、または行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその法人の役員または当該個人もしくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、または使用しているとき。
 - (4) 第1号または第2号に該当することを知りながら、そのものと下請契約（一次および二次下請以降全ての下請契約を含む。）または資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織または構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織または構成員等に経済上の利益または便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等または使用人が個人の私生活上において、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織もしくは構成員等を利用したとき、または暴力的組織もしくは構成員等に経済上の利益もしくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等または使用人が、暴力的組織または構成員等と密接な交際を有し、または社会的に非難される関係を有しているとき。

- 2 前項の規定によりこの出展が解除された場合においては、出展者様は、10万円を違約金として共同事業体の指定する期間内に支払うこととします。
- 3 前項の場合において、共同事業体は出展者様に対する代理販売の売上金その他の債務があるときは、相殺することができるものとします。
- 4 第2項に規定する違約金の徴収は、出展者様に対する共同事業者の損害賠償の請求を妨げないこととします。

(守秘義務)

第14条 出展者様および共同事業体は、本出展により知り得た相手方の業務上、技術上、その他の情報の秘密を第三者に開示・漏洩せず、また「匠ギャラリー」の目的以外に使用しないものとします。

(その他の注意事項)

第15条 不測のトラブルや地震、天災による損害には、共同事業体はいかなる責任も負わないものとします。

- 2 出展者様、その代理人、使用人または請負人の故意または過失によって第三者に損害・迷惑を与えた場合、共同事業体は、いかなる責任も負いません。
- 3 他の方のご迷惑となるような行為をされた場合、登録の内容に虚偽の記載をした場合、本規約に違反する行為をされた場合や匠ギャラリーの信頼を損ねる行為がある場合など、その事実が認められた時点で、出展を中止し、登録解除させていただきます。
- 4 その際、売上金は、本規約に基づき清算いたしますが、登録費用および出展管理料は一切返金いたしません。
- 5 なお、上記の登録解除に際し、出展者様は、指定管理者および共同事業体に対して、その事由、名目の如何を問わず、「匠 tables」の出展について支出した費用の償還および移転料、立退料、権利金等の請求を行えないものとします。

(規約の変更)

第16条 利用規約の内容は変更されることがあります。ご利用の継続にあたり運営に影響を及ぼす改定が生じる場合などは、個別にご連絡いたしますので、必ずご確認をお願いいたします。

- 2 出展当初から規約変更があった場合、変更後の規約にご同意いただいたものとみなします。

(紛争または疑義等の解決)

第17条 この出展に関し紛争または疑義が生じた場合は、出展者様、共同事業体が信義誠実の原則に従い協議の上、解決するものとします。

(管轄裁判所)

第18条 この出展に関する訴訟については、共同事業体の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

令和8年7月14日

【「FUKUOKA KOUGEI 50 匠tables」主催者】

新匠ギャラリー整備・運営共同事業体

代表団体：株式会社トータルメディア開発研究所

所在地：東京都千代田区紀尾井町3-23

《問い合わせ先》

アクロス福岡内「匠ギャラリー」

電 話： 092-406-6762

FAX： 092-406-6763

E-mail： info@takumi-gallery.jp

※共同事業体は、福岡県および指定管理者による公正な選定を受けて、
本企画展事業を運営しています。

附則 令和8(2026)年5月1日 制定(Ver. 1.0)**令和8(2026)年7月14日 改定(Ver. 2.0)**